

(別表)

入所評価基準 (総点数200点)

1 要介護度 (60点)

要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1
60点	50点	40点	30点	20点

2 認知症の場合の日常生活自立度 (25点)

Ⅳ以上	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ	なし
25点	20点	15点	10点	0点

3 介護者の状況

項目	10点	6点	4点	0点
①主たる介護者の年齢	75歳以上	65歳以上	60歳以上	60歳未満
②主たる介護者の障害・疾病の状況	介護困難	多少介護困難	介護可能	なし
③主たる介護者の就労状況	8時間以上 高齢で就労不能	4時間以上 8時間未満	4時間未満	なし
④主たる介護者の育児・家族の病気	常時育児・看病が 必要	半日程度育児・看 病が必要	随時育児・看病が 必要	なし
⑤他の同居者の介護補助	ほとんど無し	随時あり	常時あり	—
⑥別居している血縁者による介護の可能性	ほとんど無し	随時あり	常時あり	—

※ 単身生活者の場合は、①から⑤まで50点

②「主たる介護者の障害・疾病の状況」

「介護困難」は、介護者が障害や疾病のため要介護者の排泄、入浴、移動、着替え、食事等ADL全般の援助が困難な場合。「多少介護可」は、二つ程度のADL援助ならできる場合

④「主たる介護者の育児・家族の病気」

高齢者(65歳以上)のみの世帯の場合は、10点とする。

主たる介護者が複数の介護をしている場合は、④に含めて評価する。

⑤「他の同居者の介護補助」⑥「別居している血縁者による介護の可能性」

「随時あり」は週1～3日程度、「常時あり」は週4日程度以上を目安として判断する。

4 在宅サービス利用率（25点）

80%以上	60%以上	40%以上	40%未満	在宅生活困難により、特養以外の施設に入所（入院）している
25点	20点	15点	10点	20点

※ 「在宅サービス利用率」とは、支給限度基準額に対する実際のサービス利用額の単位の割合をいう。

※ 直近3か月の在宅サービス利用率とする。

なお、特養以外の施設に入所等していた者で、退所後、3か月経過していない者においては、入所前の直近3か月か、それによりがたい場合には、退所後2か月または退所後1か月の利用率とする。

在宅サービス利用率の算定対象となるサービスは次のとおりとする。

- | | | |
|--------------|-----------|--------------|
| ①訪問介護 | ②訪問入浴介護 | ③訪問看護 |
| ④訪問リハビリテーション | ⑤通所介護 | ⑥通所リハビリテーション |
| ⑦短期入所生活介護 | ⑧短期入所療養介護 | ⑨福祉用具貸与 |

5 近住性（30点）

①施設所在地と入所を希望者又は家族の居住地が同一市町村内である。 （施設整備に係る意見書を交付した市町村を含む）	30点
②施設所在地と入所を希望者又は家族の居住地が同一高齢者福祉圏域内又は 県内の隣接市町村である	20点
③入所希望者又は家族の居住地が茨城県内である	10点
④入所希望者又は家族の居住地が他県の隣接市町村である	5点

※高齢者福祉圏（構成市町村）

水戸	水戸市 笠間市 小美玉市 茨城町 大洗町 城里町
日立	日立市 高萩市 北茨城市
常陸太田・ひたちなか	常陸太田市 ひたちなか市 常陸大宮市 那珂市 東海村 大子町
鹿行	鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 銚田市
土浦	土浦市 石岡市 かすみがうら市
つくば	つくば市 常総市 つくばみらい市
取手・龍ヶ崎	龍ヶ崎市 取手市 牛久市 守谷市 稲敷市 美浦村 阿見町 河内村 利根町
筑西・下妻	結城市 下妻市 筑西市 桜川市 八千代町
古河・坂東	古河市 坂東市 五霞町 境町

